平成２４年（フ）第１４９号
宮城県栗原市鶯沢南郷町田39番地
債務者　千葉百合子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２００４号
愛知県半田市大和町１丁目10番地　メゾン富士２－Ｂ号
債務者　寺田　和弘
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９号
北海道根室市鳴海町４丁目24番地　アルファメゾン１－Ｂ
債務者　斎藤　賢太
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２２８４号
神奈川県高座郡寒川町宮山1984番地４
債務者　小宮　恵美（旧姓上長）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３５４号
横浜市中区石川町４丁目168番地
債務者　塩田久美子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４５３号
横浜市南区清水ケ丘53番地３　グリーンピア清水ケ丘101号
債務者　徳田　久治
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５３号
横浜市都筑区川向町185番地　清水荘201号
債務者　若松　豊吉
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６２号
神奈川県藤沢市本町１丁目８番35号
債務者　鈴木　壽夫
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２７号
北海道旭川市永山１条９丁目１番８号　コーポ島１号室
債務者　山本　和男
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３９号
北海道旭川市永山３条４丁目４番２号　エクセレント34―106号室
債務者　山岡　一久
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３０号
東京都多摩市落合３丁目５番地１―103
債務者　金子　光司
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３４６号
横浜市港北区下田町６丁目30番14号　エクセレントハイツＢ棟102号室
債務者　齋藤　春美
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８９号
横浜市中区若葉町２―33　第５東園ビル602号室、住民票上の住所横浜市磯子区滝頭３丁目８番６―210号
債務者　大島　永子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３９７号
横浜市旭区市沢町178番地５
債務者　佐藤　明良
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４５０号
横浜市中区本牧宮原６番３―706号
債務者　佐藤　史雄
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８６号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘28番12号
債務者　神山　　由（旧姓柿澤）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部